

教育長の臨時代理による事務処理について

平成31年3月15日教育委員会第9回定例会での協議により、指示のあった教育長の臨時代理による事務処理について、下記のとおり行ったので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定により、報告する。

記

- 1 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
 - (1) 制定規則
別紙1のとおり。
 - (2) 事案決定日
平成31年3月26日
 - (3) 公布日
平成31年3月26日
 - (4) 施行日
平成31年4月1日

- 2 中野区教育委員会事務局処務規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
 - (1) 制定規則
別紙2のとおり。
 - (2) 事案決定日
平成31年3月26日
 - (3) 公布日
平成31年3月26日
 - (4) 施行日
平成31年4月1日